

長野市ケーブルテレビ事業の通信ケーブル架設に伴う電柱の利用許可未申請並びに利用料及び遅延利息の支出について

1 判明した事象

- 本市では、戸隠、鬼無里、信州新町、中条の合併町村4地区において、テレビ難視聴対策として市営のケーブルテレビ事業を実施している。
- この事業に係る通信ケーブルは、中部電力パワーグリッド(株)とNTT東日本(株)の電柱に架設しているが、一部の架設について電柱の利用申請が行われていないことが判明した。

(本市のケーブルテレビ施設)

地 区	戸 隠	鬼無里	信州新町	中 条
施 設 整 備 年 度	平成15年度	平成16年度	平成5年度	平成21年度
通 信 ケーブル 延 長	約175km	約110km	約132km	約173km

合計 約590km

2 これまでの経過

(1) 電柱所有者からの連絡事項

令和3年5月、中部電力パワーグリッドが実施した電柱の支障移転に伴う現地調査の中で、戸隠、鬼無里地区に本市が通信ケーブルを架設する電柱21本について、電柱の利用申請が確認できないため、調査を求める連絡あり。

(2) 本市における対応

本市では、通信ケーブルを架設している電柱で、電柱所有者に利用申請済みのものが10,532本ある中、この他の未申請分の電柱について確認する必要があることから、全ての電柱の点検を実施することとして対応

年 月	対 応 内 容
令和3年5月 ↳ 令和3年12月	- 中部電力パワーグリッドからの連絡を受け、書類等の確認と未申請分の調査方法を調整 - ケーブルテレビ施設の老朽化対策事業として予定していた伝送路のループ化工事と併せて、全件確認を行う方針を検討
令和3年12月	ケーブルテレビ施設の老朽化対策事業として開始する戸隠、鬼無里地区の通信ケーブル光化工事に向けた基本設計の中で調査を開始
令和4年8月	上記に含まれない信州新町、中条地区の調査を開始
令和5年3月	調査結果を取りまとめ、中部電力パワーグリッドに提出し確認を依頼 → 中部電力パワーグリッドから突合結果が不一致のため再調査の指示
令和5年4月 ↳ 令和5年11月	- 再調査に当たって中部電力パワーグリッドから情報提供 - 提供された情報を基に、不適合の電柱の再調査を実施 - 中部電力パワーグリッドの情報と突合する再調査結果を提出

年 月	対 応 内 容
令和6年2月	市から中部電力パワーグリッド、N T T東日本に未申請分の電柱利用手続を開始
令和6年6月	・未申請分の利用手続完了（未申請電柱数の確定） ・未申請分に係る電柱利用料等の取扱いについて協議
令和6年7月	中部電力パワーグリッド及びN T T東日本と電柱利用料等の支払について協議を終了

3 未申請の電柱数

(1) 調査前の申請済みの電柱数

	中部電力パワーグリッド	N T T東日本	計
電 柱 数	8,652本	1,880本	10,532本

(2) 調査により判明した未申請電柱数

	中部電力パワーグリッド	N T T東日本	計
戸 隠	62本	28本	90本
鬼 無 里	49本	8本	57本
信 州 新 町	47本	21本	68本
中 条	55本	7本	62本
未 申 請 電 柱 数 (未 申 請 割 合)	213本 (2.4%)	64本 (3.3%)	277本 (2.6%)

(3) 未申請分を加えた電柱数

	中部電力パワーグリッド	N T T東日本	計
電 柱 数	8,865本	1,944本	10,809本

4 未申請分の電柱に係る利用料の取扱い

中部電力パワーグリッド及びN T T東日本との協議の結果、次のとおり費用負担することを求められている。

- ① 電柱利用料：電柱ごとに利用開始年月まで遡及して支払う。
- ② 消 費 税：電柱利用料の10%
※支払取引時における税率を適用（税務署確認済）
- ③ 遅 延 利 息：過年度分の利用料に該当するため、上記①の電柱利用料の納期限の翌日から電柱所有者の指定する日までの間の遅延利息を支払う。

(事業者から求められている利用料等)

中部電力パワーグリッド	N T T東日本	計
6,326,484円	2,474,735円	8,801,219円

5 今後の予定

(1) 利用料等の支出

- ・事業者から求められている利用料等について、本年度の予算措置で支払うものとする。
- ・利用料等に遅延利息（延滞金）が生じていること、過年度分の利用料を一括で支払うものであることから、補償、補填及び賠償金として取り扱うものとする。
- ・補償、補填及び賠償金の執行については、議会の議決を要することから、9月市議会定例会での議決を求めるとともに、必要な予算措置を講ずる。

(2) 議会関係の議案等

（一 般 議 案）電柱利用料に係る損害賠償額を定めることについて

（補正予算案）（会計）一般会計

2 款 総務費 1 項 総務管理費 14 目 情報政策費

（事業）ケーブルテレビ施設管理事業

（科目）21 節 補償、補填及び賠償金

（金額）8,802 千円

6 今回の原因

- (1) 通信ケーブルの架設時に、電柱利用申請の有無について本市と工事受託事業者が、電柱所有者に十分な確認を行わなかったため、未申請が生じたものと考えられる。
- (2) 本市では、電柱利用に係る管理台帳がなく、未申請が発生している状況を把握できていなかったこと。

7 再発防止策

- (1) 通信ケーブル架設及び変更を行う場合は、工事受託事業者と本市で架設箇所を確認するとともに、電柱所有者の利用申請の有無に漏れがないか、相互にチェックを行う。また、事務手続について処理マニュアルを整備する。
- (2) 今回の事案の中で、本市の利用する電柱について全体を把握できたことから、これを管理台帳（データ）として整備し、今後の確認に活用する。また、統合型地理情報システム（GIS）を活用し、地図上でも管理できる方法を整備する。